

近世オランダ貿易の成立と展開

八百, 啓介

<https://doi.org/10.11501/3123170>

出版情報：九州大学, 1996, 博士（文学）, 論文博士
バージョン：
権利関係：

第二部 一八世紀のオランダ貿易

第四章 宝永・正徳期のオランダ貿易

はじめに

元禄期から正徳期にいたる一八世紀初期の長崎貿易は、元禄八年（一六九五）からの銅代物替貿易に見られる取引高の増加が、国内産銅量の低下と銅需要の増大によって生じた輸出の不足により限界に達し、幕府の貿易政策が銅輸出量の削減と貿易改革に転換する過程として捉えられてきた。その結果、正徳五年（一七一五）、幕府は、銅輸出量に見合った貿易の是正を目的として、いわゆる正徳新例を發布するのである。従来の長崎貿易史研究においては、この正徳新例が長崎貿易の一大画期として取り上げられてきたが、その背景には、従来の研究が主として国内史料に基づいており、それらは幕府による貿易政策・制度史的視点から記述されていることによるといえよう。

しかし、その一方で、当時のオランダ東インド会社の関係史料から正徳新例を取り上げた研究は少なく、またオランダ側の史料においては、この正徳新例よりもその前後の小判の改鑄がより重要な問題として取り上げられている。すなわち、そこには正徳新例、ひいては長崎貿易をめぐる日本側とオランダ側との認識の相違があらわれているといえよう。

こうしたことから本章では、輸出銅の不足と宝永七年（一七一〇）の幕府による小判改鑄に起因する正徳期の出島オランダ貿易の特質を考察するとともに、オランダ側が正徳新例にどのように対応したかを検討することとする。

第一節 宝永憲令と宝永期のオランダ貿易

宝永七年（一七一〇）三月二十九日、幕府は江戸在府の長崎奉行二名に宛てて、長崎貿易に関する改革案を渡して、意見を求めている⁽¹⁾。当時、幕府においては貞享二年（一六八五）以来の定高制度に代わる新たな貿易仕法が模索されていた。この改革案は、当時新井白石を中心として作成されたものであり、この改革案に先立って白石は、長崎奉行に諮問の上、宝永六年（一七〇九）四月一日、上書を提出したが⁽²⁾、その上書の中に

まつ長崎四人の奉行へ被仰下、一人つゝの存よりを書付差出候様に被遊、其書付之趣を以ての上に、ともかくも仰出しは可有之御事歟と奉存候⁽³⁾

とあるように、同年一〇月にはさらに長崎奉行に意見を差し上らせており、その結果、翌七年三月の改革案の諮問となったものであることが、太田勝也氏によって明らかにされている⁽⁴⁾。

今日、この仕法案の内容については、長崎市立博物館所蔵の「宝永憲令」（史料A）があるほか⁽⁵⁾、内閣文庫所蔵の「長崎御役所留」中に宝永七年四月朔日付「御公儀様へ長崎年番之年寄に被仰出候写」（史料B）が⁽⁶⁾、『通航一覽』巻之百六十五所収に「長崎奉行書留」からの引用として宝永七年四月廿九日付「唐船阿蘭陀船商売新規ニ仕たる帳面御渡被成い事」（史料C）が収載されている⁽⁷⁾。

このうち、史料A「宝永憲令」と史料B「御公儀様へ長崎年番之年寄に被仰出候写」は、同史料は、冒頭の文言

宝永七寅年三月晦日唐船商賣高今度新規ニ致方之帳面壹冊於御列座御渡被成い之由、別所播磨守久松忠次郎へ来る

以下、同一内容であり、江戸在府の長崎奉行久松忠次郎・別所播磨守から長崎へ送られてきたものであることがわかる。また、それに続けて

以別紙申入之い

去月廿九日於御列座、井河内守殿より帳面一冊御渡被成被 仰渡いハ、長崎之儀共、入 御耳、今度新規ニ致方之帳面拙者共 に御渡被成い間、大切之義にい条、諸事無違慮書付差上可申い、尤長崎 に茂申遣、右之通了簡之趣書付差上い様にと被 仰渡い間、右帳面写、此度差越之申い、右之訳にい間、追而委細可被申越い、以上

四月朔日

久松忠次郎 印

別所播磨守 印

佐久間安芸守殿

駒木根肥後守殿

とあるように、同年四月朔日付で長崎在勤の奉行佐久間安芸守・駒木根肥後守の兩名に宛てて、改革案（「新規ニ致方」）の「帳面」を送って、意見を求めたものである。

これに対して史料C「唐船阿蘭陀船商売新規ニ仕たる帳面御渡被成い事」は、同年四月廿九日付の久松忠次郎・別所播磨守兩名の書上であるが、その末尾に

右此度之御帳面之趣、差支候儀共御不審之事共には御請申上候、其他障無之儀は、逸々には、御請不仕候、私共存寄之趣別紙口上書を以申上之候、以上⁽⁸⁾

とあるように、白石の改革案に対する長崎奉行の答申であり、奉行らは改革案である「帳面」に対して不十分なものであると考えており、彼らの意見を別紙の「口上書」として提出していたことがわかる。

この改革案の構成は、史料A・Bによれば、表4-1のごとく、「年々の船数を定むる法」以下、「宿主并宿町付町の法度条々」まで一二項目であったと考えられるが、（C）

表4-1 宝永期貿易改革案の比較

史 料 項 目	A	B	C
	宝 永 憲 令	長 崎 御 役 所 留	長 崎 奉 行 書 留
①年々の船数を定むる法	○	○	○
②船わりの法	○	○	○
③初年唐船入津の節の次第	○	○	○
④唐人宿定並還留中次第	○	○	○
⑤商売の次第	○	○	○
⑥長崎地下配分の次第	○	○	○
⑦唐船帰帆之節の次第	○	○	○
⑧臨時の沙汰の次第	○	○	○
⑨唐人に相渡す御書付の大意	○	○	×
⑩阿蘭陀人商売の次第	○	○	○
⑪常年唐船入津商売帰帆等の次第	○	○	×
⑫宿主并宿町付町の法度条々	○	○	×

註) 「宝永憲令」(長崎市立博物館所蔵)、「長崎御役所留」(内閣文庫所蔵)、「長崎奉行書留」(『通航一覽』第三、390-397頁)による。

表4-2 出島オランダ商館小半輸出量

年	枚数	輸出高(匁)
1698(元禄11)	7,537.5	512,550
1699(同 12)	2,385.5	162,214
1700(同 13)	25,394	1,726,792
1701(同 14)	18,160.25	1,234,897
1702(同 15)	21,111.5	1,435,702
1703(同 16)	19,245.5	1,308,814
1704(宝永元)	2,427	165,066
1705(同 2)	9,290.25	631,797
1706(同 3)	4,978.5	338,598
1707(同 4)	19,626.75	1,334,821
1708(同 5)	20,468.25	1,391,991
1709(同 6)	20,228	1,375,654
1710(同 7)	20,090	1,366,678
1711(正徳元)	0	0
1712(同 2)	44,816.5	3,047,792
1714(同 4)	19,236	1,308,168
1715(同 5)	17,556	1,193,898

註) Negotie Journalen anno 1701/02-1714/15, N.F.J.882-894, Overgekomen brieven uit Japan, V.O.C.1609,1623,1638,1648 による。

表4-3 宝永期オランダ船・唐船の取引高

	オランダ船	唐船
1704(宝永元)	2,887,347	12,523,900
1705(同 2)	3,399,949	7,624,986
1706(同 3)	2,753,088	12,430,000
1707(同 4)	3,786,542	11,858,670
1708(同 5)	2,858,698	11,220,000
1709(同 6)	3,777,589	4,560,312
1710(同 7)	3,792,985	7,165,000

註) 単位は匁。オランダ船の数字は Negotie Journalen anno 1703/04-1709/10, N.F. J.884-890 による。唐船の数字は山脇悌二郎『長崎の唐人貿易』(吉川弘文館、1964, p106)による。

の「唐船阿蘭陀船商売新規二仕たる帳面御渡被成候事」では、九番目の「唐人に相渡す御書付の大意」、一番目の「常年唐船入津商売帰帆等の次第」、一二番目の「宿主并宿町付町の法度条々」が見られず、九項目となっている。

さて、史料Cでは、一番目の項目である「年々の船数を定むる法」の中の「異国船商売高年わけ」について、長崎の奉行二名の意見が述べられており、それによれば、

一唐船阿蘭陀船丁銀のひ金之積難心得奉存候、唐船商賣一萬三千貫目之銀高に候得共、銀子はわつか百六十貫目ならては相渡不申候、其外に銅諸色俵物にて替物に致し候、然上はのひ金之儀御書面之通に者、相違仕候事、

一阿蘭陀船金五万両の商売にて御座候得は、例年金子一万七八千両、二万二三千両を限に相渡申儀に御座候、是のひ金之儀御書面之通に無御座候事⁽⁹⁾

と、唐船・オランダ船の輸出金銀について言及されている。ここで、オランダ船貿易についての後半の文章を見ると、オランダ船に対しては毎年一万七〇〇〇両から二万三〇〇〇両の小判を輸出している現状では、史料A・Bの改革案の「年々の船数を定むる法」にあるように、商売高の減額がそのまま「のひ金」（輸出小判の減額）とはならないと述べている⁽¹⁰⁾。当時、出島オランダ商館の小判の輸出量は、表4-2のごとく、二万枚程度であり、小判一枚が一両であることから、一万七〇〇〇両から二万三〇〇〇両という数字は、現実的なものであったといえよう。

このように、史料Cでは、史料A・Bの改革案にある「年々の船数を定むる法」に対して、全体の取引高を削減しても、幕府の意図する金銀の輸出抑制にはつながらないとの考えを述べており、これは白石の改革案である「帳面」に対して、貿易の抑制に批判的な長崎地下の意見を長崎奉行が代弁するものであったと思われる。

こうした改革案に対する長崎における不満や疑問は、たとえば、史料Cの「臨時之沙汰之次第」についての意見にも、はっきりと見て取れる。すなわち、そこでは、史料A・Bの改革案で提案されている、唐船の来航数を一〇艘に限り、取引高をそれまでの定高の半分の三〇〇〇貫目に削減した場合について、国内の唐物不足を予想した上で

一唐人近年は一入我儘に成、日本の掟を曾て用不申私を振廻申候、是は畢竟日本之商売利徳無御座候故、昔之如くに日本をしたふ志薄く御座候故、法を犯し日本によせられ不申候而も事缺不申候間、右之仕合に御座候、（以下略）⁽¹¹⁾

として、長崎貿易の利益が薄れた結果、唐船の船員の間にも幕府の權威が浸透しなくなり、これ以上取引高を削減すると、国外追放の危険を犯しても違法行為に走る唐人が増加することを警告している。

このように宝永七年の長崎貿易仕法についての史料A・Bの改革案は、長崎奉行への諮問を通して、改革案に反対する長崎の地下の反対を考慮しつつ、より現実的なものとして、その後の正徳新例として実行に移されたのである。

太田勝也氏はこの宝永七年の改革案について、唐船銀六〇〇〇貫目・オランダ船金五万

両分の定高を半減する構想であったとされている。⁽²⁾そこで、ここでは、オランダ側の史料と比較検討しながら、この改革案の背景にある元禄・宝永期のオランダ貿易の特質について考察することとしよう。

この改革案では、「年々の船数を定むる法」において、唐船一艘当りの取引高を銀三〇〇貫とし、船数を毎年八艘から一〇艘とすることにより、唐船の定高銀六〇〇〇貫目を二四〇〇貫目から三〇〇〇貫目とするとともに、オランダ船については、史料A・Bの「阿蘭陀人商売の次第」の中で

一（前略）阿蘭陀の事ハ御目見へをもゆるされ連年毎_レ参観をも仕るものともなれハ、他の例_レ准せられず、只今こ_レとく年毎_レ渡り来る事をゆるされ、其上年_レ毎_レ唐船

五艘

四艘 分の荷物数を商賣する事をゆるさるる所也 此五艘四艘三艘の内 自今以後

三艘

ハ御定の次第なり

此定め_レたかふへからすといひ渡さるべし

右阿蘭陀の事は船数定め_レの事_レも及はず、又金高の定も及はず、只唐船の何艘分をゆるすとあるへし（後略）

一（略）

一（略）

一阿蘭陀商賣の法只今迄の例_レ准し、金子銅等をハ、凡一ヶ年商賣の高_レ割合せて渡すへし、其外の事とも皆_レ只今迄の例_レのこ_レとく_レあるへきもの哉

としている。すなわち、オランダ船に対しては、毎年江戸参府をおこなっていることから、唐船のように公驗制は適用せず、全体の取引高も来航船数も定めないとしているが、唐船三艘分から五艘分の取引とするとしていることから、事実上、銀九〇〇貫目から一五〇〇貫目までの取引高となり、太田氏の指摘されるごとく、定高の半減を狙ったものであったといえよう。これについて、史料Cでは、長崎奉行の意見として、

一阿蘭陀船商売毎年金五万両之高半分減し、二万五千両に相定商売申付候は、曾て請合申間敷候、唯今迄も金子古来と違位悪敷御座候付、商売利徳無御座難儀仕候段、年々訴訟仕候儀に御座候得共、一円取上げ不申候、右之訳故、年々端物等事の外儀相に罷成候、右之通に御座候間、只今迄の金高半分減し候得は、納得仕間敷と奉存候事、⁽³⁾

とあるように、改革案に従って、オランダ船の取引高を従来_レの金五万両分から半減したならば、オランダ側は承認しないであろうとして、その案に反対している。その理由として、長崎奉行らは、既に小判の品質が慶長小判から元禄小判に切り替わったために悪化しており、毎年オランダ側からの改善の要望があるにもかかわらず、幕府がこれを無視していることから、輸入品の質が落ちていているとしている。また

一（前略）阿蘭陀人は唐人と違ひ、奥國のものに御座候得は、人柄事の外へんくつに

御座候間、右申渡候は、直に積戻しに可仕難計御座候、其上阿蘭陀儀は唐人と相違ひ、権現様台徳院様御朱印をも致頂戴商賣仕もの、儀に御座候間、外の唐人のあしらいとは、わけも可有御座様に奉存候、⁽⁴⁾

と、オランダ人と唐人との国民性の違い、オランダ人が家康・秀忠から二代続けて来航許可の朱印状を与えられていることを挙げ、その慎重な取扱を望んでいる。

表4-3のごとく、宝永元年（一七〇四）から同七年（一七一〇）までの七年間の出島オランダ商館の長崎における平均売り出し高は、約三三二二貫六〇〇目となっている⁽⁵⁾。元禄一〇年よりオランダ船のもたらす会社荷物に対しては、定高三〇〇〇貫目に加えて八〇〇貫目分の銅代物替貿易が認められており⁽⁶⁾、このことから、実際には取引高の約八七%しか満たされていなかったことがわかる。これに対して唐船は、七年間の平均で約九六二六貫目一二四匁と定高と銅代物替との合計一万二〇〇貫目の約九四%であった⁽⁷⁾。このことから、宝永期に至ると、唐船貿易に比べてオランダ船貿易の取引高が落ち込んでいたことがうかがえよう。こうしたオランダ貿易の実情も、長崎奉行らに対して、オランダ貿易への一定の配慮と、貿易途絶の憂慮を抱かせたものと思われる。

註

- (1) 中村賢『近世長崎貿易史の研究』、吉川弘文館、一九八八年、三三九—三四〇頁。
- (2) 栗田元次『新井白石の文治政治』、三八二頁、宮崎道生『新井白石の研究』、吉川弘文館、一五〇頁、太田勝也『鎖国時代長崎貿易史の研究』、思文閣、一九九二年、四五四頁。
- (3) 『通航一覧』第四、国書刊行会、一九一三、三八九頁。
- (4) 太田勝也、前掲書、四七八頁。
- (5) 「宝永憲令」（長崎市立博物館）。
- (6) 「長崎御役所留」（内閣文庫所蔵）。
- (7) 『通航一覧』第四、三九〇—三九七頁。
- (8) 『通航一覧』第四、三九七頁。
- (9) 『通航一覧』第四、三九一頁。
- (10) 太田氏は「のび金」を従来の御定高と宝永憲令が実施された場合の貿易額の差額とされている（太田、前掲書、四八四頁）。
- (11) 『通航一覧』第四、三九六頁。
- (12) 太田、前掲書、四八七頁。
- (13) 『通航一覧』第四、三九一頁。
- (14) 『通航一覧』第四、三九七頁。
- (15) *Negotie Journalen anno 1703/04-1709/10, Ms.A.R.A., N.F.J.884-890.*
- (16) 「長崎実記年代録」（九州大学文学部附属九州文化史研究施設所蔵）。

(17) 山脇悌二郎『長崎の唐人貿易』、吉川弘文館、一九六四年、一〇六頁。

第二節 宝永小判と正徳期のオランダ貿易

(一) 宝永小判の輸出とオランダ貿易

宝永七年（一七一〇）四月、幕府は宝永三年（一七〇六）七月の宝永銀の発行に次いで、金銀貨幣の改鑄をおこなった。いわゆる、乾字小判（宝永小判）と三ツ宝銀である⁽¹⁾。その直前の同年三月には、永字銀が発行されており、宝永期に入って三度目の改鑄であった⁽²⁾。宝永小判は、金の含有率が元禄小判の五七・三六%から八四・二九%とほぼ慶長小判の水準に回復したものの、重さが元禄小判の四・七三匁から二・五匁とほぼ半減した（表4-4）⁽³⁾。

表4-4 出島オランダ商館輸出三小判品位・量目

種類	日 本		バ タ ビ ア		
	品位(%)	量目(匁)	品位	価値(匁)	市価(f)
慶長小判	86.79	4.76	20K9G	68	30:__:__
元禄小判	57.36	4.73	13K4G	51	19:12:10
宝永小判	84.29	2.50	20K5G	40	

註) 田谷博吉『近世銀座の研究』（吉川弘文館、1963年）、Batavias uitgaand briefboek, V.O.C.955,A.R.A. による。

一七一〇（宝永七）年十一月九日付の出島商館長ニコラス・ヨアン・ファン・ホールンの年次報告によれば

その小判を一枚六八マースで受け取るという条件のもとに、最初に一〇万テールは生糸で、次に二〇万テールはコロマンデル・ベンガルの反物・革細工・重要な商品で、という方法で、八万テールの銅の交換とともに、再び三八万テールを売ることを認められた⁽⁴⁾。

とあり、日本側は宝永小判の受け取りを取り引きの条件としていた。

オランダ東インド会社では、同年この宝永小判の見本をバタビアに持ち帰り、試金をおこなったところ、品位は元禄小判の一三カラット四グレインを大きく上回る二〇カラット五グレインと、慶長小判の二〇カラット九グレインにほぼ近いことがわかったが、従来の元禄小判の約半分の大きさしかなく、四〇マース（四〇匁）の価値しかないと判断された⁽⁵⁾。

そこで、翌一七一（正徳元）年六月二九日付のバタビアより出島商館長への訓令ではもし四〇マースで輸出できないのならば、その新しい小判を全て、次の命令がある

まで日本にとどめ、四隻のフライト船で運ぶことのできる以上の、多くの銅を手に入れるように。⁽⁶⁾

と、宝永小判一枚を四〇匁で輸出できない場合には、小判を受け取らずに、その分を銅で受け取るように指示している。また、そのため、特に

我々のこのよい意図が、個人貿易の利益 (particulier gewin) を追求する幾人かの会社の人間 (ministers) の振舞いによって、挫折させられてはならない。⁽⁷⁾

ということが注記されており、大量の銅の輸送の支障となる個人貿易を抑制することを令達している。

また、この訓令には商館長宛の秘密書翰が添えられており、それによれば

もし、日本人がその新しい軽い貨幣に関して、六八マースの高い値段を要求することを取り下げて、その損失が、我々が今まで他の劣悪な新しい小判 (元禄小判=引用者註) で蒙っていたより小さくて堪えることができるならば、今回それを受け取ってよい。(中略)一三グレイン四カラットの金しかなかく、五一マースの価値しかなかった以前の劣悪な小判が、一六レイクスダール半のリアル金貨に換算されることを考えるならば、今回も従来通りの方法を取るのがよいと思われ、(他に方法がないのなら)それを六一から六三マースで受け取ってよい。そうでなければ、(受け取らずに=引用者註)今回は会所にとどめておくように。⁽⁸⁾

とあり、五一匁の価値しかなかった元禄小判を六八匁の値段で受け取っていたことから、バタビアでは、宝永小判は、その大きさと品質に比例して、六一から六三マースの従来よりも安い値段で取引する考えであった。

しかし、同年九月二〇日にオランダ商館は、通詞目付・通詞・乙名らより、宝永小判の取り引き価格が元禄小判と同じ六八匁であることを伝えられ、しかも銅の不足を理由として、同年のオランダとの取引においては、一〇〇万斤の銅しか引き渡されないことを知らされた。⁽⁹⁾このため同年の出島オランダ商館は、小判の受け取りを拒否して、より多くの銅を要求し続けたものの、結局、日本側の申し渡し通り、同年は一〇〇万斤の銅しか輸出することはできなかったのである。⁽¹⁰⁾

このため、同年一七一一年の出島オランダ商館の仕訳帳によれば、同年一〇月三十一日の次期繰越勘定の中に、二万三六三〇枚すなわち一六万〇六八四テール分が記載されることとなった。⁽¹¹⁾

翌一七一二 (正徳二) 年七月二八日付のバタビアより出島商館長あての訓令によれば

ここ何年かの間、会社が六八マースで受け取ることを強いられている小判を、その価値に従うか、もしくは堪えられる値段で受け取るか、さもなければ会所に預けておくという要求が、長崎の長官によって拒否されていることは正義に反する。⁽¹²⁾

と、小判の値下げの要求を続けるとともに、前年未取引の小判二万三六三〇枚分について、小判での受け取りを拒否するよう命じている。⁽¹³⁾

しかし、同年には、銅の輸出量が七四万六九〇〇斤と更に大幅に落ち込んだため、残りを小判で受け取らざるを得ず、従来の元禄小判で四万〇四八六・五枚を受け取ることとなったのである。⁽⁶⁴⁾この結果、同年のオランダ船の総輸出高（輸出品船積み高）は一四九万二〇七五グルデン八スタイフェルすなわち約四二万六三〇七・三テールと前年の三倍で、積み残し銅の引き取りのために七隻のオランダ船が来航した一六九八（元禄一一）年以来の大きな額であったが、このうち小判の輸出高が諸経費を含めて一〇六万六七二七グルデン四スタイフェルすなわち三〇万四七七九・ニタエルと総輸出高の七一・四九%となり、銅の輸出高三四万八八九グルデン八ベニングすなわち九万九七一・ニタエルを抜いて第一位を占めるに至ったのである（第三章、表3-8）⁽⁶⁵⁾。小判が出島オランダ商館の総輸出高において、これほど大きな割合を占めたのは、一六六五（寛文五）年に小判の輸出が本格的に始まって以来、初めてのことであった。

当時、オランダ通詞であった中山家に伝わる「正徳二辰年 乾字金阿蘭陀人¹²御渡被成¹²旧記之写」の中に、「正徳二辰七月二廿六日 口上之覚」として「従 大岡備前守様¹²被 仰渡¹²御書付之写」があるが、⁽⁶⁶⁾それによれば

去¹²寅年新金就吹替最前為手本新金阿蘭陀人¹²相渡¹²處、請取致帰帆¹²、右新金段¹²吹たて¹²間、當地二廻り合¹²者、當年より新金可相渡¹²、若當地へ未廻り合不申¹²ハ、古金可相渡¹²、其通心得¹²様、かひたん¹²可申聞候

辰七月

とあり、正徳二年（一七一二）の取引に先だって、長崎においても新金が流通するようになったならば、オランダ船にも新金を、いまだ流通しないならば、従来通り古金を渡すということが、オランダ側に申し渡されていたことがわかる。

同年一七一二年一〇月一五日付のオランダ商館長の日記によれば、同日オランダ側は長崎奉行の命令として

来年は、逆らうことなく、小さな小判を一枚に付き六八マースで受け取らねばならないだろう。⁽⁶⁷⁾

ということを伝えられている。

（二）正徳三年（一七一三）の交渉過程

先の中山家に伝来する「正徳二辰年 乾字金阿蘭陀人¹²御渡被成¹²旧記之写」は、同年の小判輸出に関する記録であるが、この中には正徳三年六月晦日から同年七月一〇日ま

でのオランダ商館長の書翰が七通伝来している。そこでこれらの書翰から、同年オランダ商館が新小判の輸出を承知させられていく過程を見ていくこととしよう。

同年一七一三年六月二七日付のバタビアより出島商館長宛の訓令では、前年七月二八日付の訓令と同様に

会社が、これ以上の著しい損失から免れることが出来るために、軽い貨幣を、その価値に従うか、もしくは少なくとも堪えられる値段で受け取らせて下さることを要求すること⁽⁸⁾

が繰り返されていた。

同年八月一五日（旧暦六月二五日）にオランダ商館は長崎奉行に対して

今年の取り引きはどのような方法で行われるのか。どんな小判が商品と交換に我々に与えられるのか、どれだけの量の銅がどれだけの値段で今年もたらされるのか、その後我々に定められている取り引き高はどれだけ売ってもよいのか⁽⁹⁾

の四点についての質問状を作成した。この質問状は、同月一九日（旧暦六月二九日）に通詞らによって翻訳されたが、オランダ側の要望で、質問状の形式が取られた⁽²⁰⁾それが次の史料A「正徳三巳年 謹而かひたん口上」である⁽²¹⁾

〈史料A〉

一當年ノ新小判六拾八匁兩替ニ而御渡可被遊之旨、去年被仰渡罷帰せねらるニ申聞
處、当年御當地ニ着岸仕ハ、最初ニ今一應新小判愈當年ノ御渡被遊答ニ御座
哉、乍恐承ハ様ニと申付付奉窺ハ御事

一銅之儀、当年ノ直段高直成可申聞、是又せねらるニ申聞ハ様ニ去年被仰渡ハ、此
段も荷役前銅屋と直組相極ハ様ニとせねらるノ申付ハ御事

一銅渡高之儀、前を以乍憚奉窺承ハ上ニ而、渡荷物切明ハ様ニ可仕ハ、去年出帆之砌
迄渡シ高極リ不申ハ故、迷惑仕ハ間、此段前を以被仰付ハ様、せねらる奉願ハ御事、
古かひたん

六月 にくらすやんはんほうるん

新かひたん

こるねれすらるてん

右之趣式人のかひたん申上ハ通、和ケ差上申ハ、以上

通詞八人

巳六月晦日

目付式人

乙名式人

御年寄衆六人

右の和解では、①前年知らされたように、同年より新小判が輸出されることになるのか、②同年よりの銅が値上げされるとのことなので、バタビアの東インド総督の命令により、あらかじめ銅屋と協議させて欲しい、③積荷のために、あらかじめ銅輸出量を教えて欲しいという三点の要求からなっている。

これに対して日本側では七月朔日（一七一三年八月二日）に町年寄の大岡松永市右衛門の役宅へ乙名・通詞目付・年番通詞らが呼ばれて、

小判之儀者、去年委細被仰渡い通、愈当年ノ新小判御渡被成い、銅之儀者相對ニ而直組可仕い、銅渡高之儀者段々下着い事い故、只今斤高御極難被成い間、此段申聞い様ニと仰渡い由⁽²²⁾

と、それぞれの質問事項につき、①同年より新小判が渡されること、②銅値段については直接銅屋と交渉すべきこと、③銅輸出量については、銅が順次到着するので、現時点では斤高がわからないこと、との返答を伝えられており、この知らせは、その日のうちにオランダ商館にもたらされた。すなわち、同日一七一三年八月二日のオランダ商館の日記によれば

長官（長崎奉行＝引用者註）たちが我々に知らせたことは、小さな小判は昨年申し渡したように、六テールハマスで受け取らなければならず、銅に関しては商館長は銅商人と直に契約することができ、我々はその量をミヤコからの供給に応じて求めることが出来るということである。⁽²³⁾

とある。これに対して翌二二日（旧暦七月二日）、オランダ側は再び商館長の名で

我々は我々の主人に従って、このことを非常に重く見ている。長官（長崎奉行＝引用者註）は昨年古い小判を与えようとしているので、我々は何も反対しないし、新しい小さな小判を適切な値段で受け取ることも同様である。しかし、それを六テールハマスで受け取るとなると話は別である。⁽²⁴⁾

と、バタビア総督の命令によって、新小判を従来一枚六八匁の値段で受け取ることを拒否する姿勢を示し、従来元禄小判の輸出を求める書翰を通詞らに渡し、通詞らによってその訳文が作られた。それが次の史料B「乍憚両かひたん口上」である。⁽²⁵⁾

〈史料B〉

一當年新小判六拾八匁兩替ニ而亦御渡シ可被遊と被仰出いハ、幾重ニ茂御断申上請取不申い様ニ可仕旨、於咬嚙吧せねらる申付い御事
一右之通せねらる申付いニ付、両かひたん乍恐奉願い者、御憐愍之上元印金被仰付被下い様奉願い、若元印金御渡被遊い儀御許容付被遊いハ、新小判兩替五拾六匁程ニ被仰付被下いハ、偏難有可奉存い御事

古かひたん

七月 にくらすやんはんほうるん
新かひたん
こるねれすらるてん

右之趣式人之かひたん奉願い通、和ヶ差上申い、以上

巳七月二日 通詞八人
目付式人
乙名式人

御年寄衆六人

これによれば、①新小判は、バタビアの東インド総督の命令により、一枚六八匁では受け取れないこと、②バタビアの命令により、従来の小判を受け取るか、それが認められない場合には、新小判を一枚五六匁で受け取れることを求めている。

これを受けて翌二三日、再び通詞目付・乙名らが出島を訪れ、長崎奉行よりの質問をもたらした。オランダ商館の日記によれば、その主旨は

バタビア総督の意思は、その小判を六テールハマスでは受け取らないということなのか。さらに我々（オランダ商館＝引用者註）は他に何も命令を受けていないのか⁽²⁶⁾ということであり、商館長の新小判拒否の方針が、バタビアよりの命令に基づくものであるのかを確認しようとしているが、それに対してオランダ側はこれまでの主張を繰り返している⁽²⁷⁾。この日のオランダ側の主張を受けて、通詞らは次のような「覚」を作成し、新小判の拒否がバタビアの命令によるものであることを繰り返している⁽²⁸⁾。

〈史料C〉

一両かひたんは御尋被遊御書付之趣具通達仕い處、両かひたん申上い者、昨日奉願候通、せねらる方へ新小判六拾八匁兩替ニ而ハ幾重ニ茂御断申上い様ニと申付いニ付、御憐愍之上、元印金御渡被下い様奉願い、若元印金御許容不被遊いハ、新小判兩替五拾六匁程ニ被仰付被下い様奉願い處、兩替格別成違被思召上外存念茂御座い様被思召上之旨被仰出い、新小判兩替之儀者、せねらる方へ如何程共申付者不仕い得共、異国ニ而者金之位を以通用仕いニ付、元印金と新小判之位之相違壹兩ニ而拾壹匁程之違ニ而御座いニ付、其積を以奉願い儀御座い、然共大分之違ニ被思召上いハ、壹匁之儀者如何様共 御意次第可奉畏い、再應奉願い處者、恐多奉存い得共、御両殿様 御憐愍之上、元印金被仰付被下候様、幾重ニ茂宜奉願い、尤外少茂底意無御座い由申上候

古かひたん

七月 にくらすやんはんほうるん
新かひたん
こるねれすらるてん

右両かひたん申上り通、和ヶ差上申り、以上

巳七月三日 通詞八人
目付式人
乙名式人

松永市右衛門殿

これに対して、同月二六日（旧暦七月六日）になって、通詞らが出島におもむき、「日本通用不残新小判二成り」ことなどを挙げて、旧小判が入手できない場合、オランダ側が新小判を六八匁で受け取るつもりかどうかを尋ねた。⁽²⁹⁾そこで、商館長らは、

長官（長崎奉行＝引用者註）らが、我々がすでに行った差し迫った要求に何ら答えないにもかかわらず、商館長を質問に同意させることで煩わしく思わせ、実際、前例のない理由を要求しているのに対して、我々は、以前にも言ったように、もしその損失が以前の小判とある程度一致するようにするならば、その軽い小判を受け取るという皇帝（将軍＝引用者註）の命令に従うことに不服はない⁽³⁰⁾

と答え、新小判を適正な値段で受け取るという条件を繰り返した。このように新小判の値下げを条件とするオランダ側の主張は新小判を従来通りの六八匁で受け取らせようとする長崎奉行の命令と平行線を辿り交渉は膠着状態となった。この局面を打開したのは、同日のオランダ側の返答をうけて通詞が作成した、次の和解（史料D）である。⁽³¹⁾

〈史料D〉

（前欠）

せねらる申付い哉と御尋被遊い、其段者如何様共せねらる申付ハ不仕い、新小判六拾八匁ニ而御渡被遊いは、幾重ニ茂御断申上請取不申い様ニと斗申付い、依之先達而元印金之儀、御許容不被遊いハ、新小判両替御下ヶ被遊被下い様ニと乍憚両かひたん奉願い御事

一可成程者元印金を請取商賣致い様ニせねらる申付い哉と御尋被遊い、此儀せねらる不及申付い、夫而已第一奉願い御事

一去年帰帆之節当年ノ新小判御渡可被遊旨被仰渡い付、元印金ニ而商賣可仕段者不定之儀い得者、せねらる茂合点可仕い處、右之趣者何連ニ茂商賣ハ相違罷帰い様ニせねらる申付い哉と御尋被遊い、此儀者去年被仰渡いニ付、今度新小判之儀御断申上

い、乍然商賣之儀者、何之道ニ茂御兩殿様御意次第可仕の間、御憐愍之上幾重ニ茂宜様被仰付被下い様奉願い、右之外せねらる方々申付い儀無御座い

古かひたん

七月 にくらすやんはんほうるん

新かひたん

こるねれすらるてん

右之趣両かひたん御請申上い通、和ヶ差上申い、以上

巳七月七日

通詞八人

目付式人

乙名式人

松永市右衛門殿

ここで注目すべきは、この訳文においては、実際の前日のオランダ側の返答にはない点が見られることである。すなわち、新小判の受け取り拒否がバタビアの命令によるものであるとする従来の主張が撤回されて、新小判の導入はバタビアも納得ずみのことであるとしていることである。その上で、訳文ではバタビアの命令は取引の成立を最優先とすることであるとして、小判の値段についても長崎奉行の「御憐愍」に一任することとして、オランダ側が折れた形を取っているのである。このことは、通詞の意思によって、現実のオランダ側の主張がねじ曲げられ、バタビアが強硬な態度を決めているのではないかという幕府の不安が取り除かれると同時に、貿易の存続のために、通詞の判断で事態の収拾が図られていることを示している。

翌日の同月二九日（旧七月九日）、通詞らは商館長に翌年の要望を尋ねたが、返答が獲られなかったため、奉行を懐柔するためとして、通詞が奉行への返事を作成することとなった⁽³²⁾。それが次の史料Eである。⁽³³⁾

〈史料E〉

一御書付を以て両かひたん⁽³²⁾御尋被遊い趣具ニ通達仕い處、両かひたん奉承知、乍恐御尤奉存い、今度せねらる申付い趣ハ先達而再三申上い通ニ御座い得共、商賣并新小判御渡被遊い儀茂、両様共御兩殿様御意次第委細可奉畏い、此上違乱申上間敷い、乍憚何之道ニ茂 御憐愍之上宜様被仰付被下い様、偏奉願い

七月

にくらすやんはんほうるん

こるねれすらるてん

右之趣両かひたん御請申上い通、和ヶ差上申い、以上

巳七月九日

乙名式人

目付式人

通詞八人

同日付の通詞の覚書によれば、右の書翰は

かひたん共聞届い上二而、商賣并新小判渡い儀茂此方より申付次第二仕、此上違乱
申間敷之旨口上書⁽³⁴⁾

であり、こうした通詞らの主導による事態の收拾によって、オランダ商館は新小判の受け取りに関して、一切沈黙し通詞の書いた筋書きを飲まされることとなったのである。

右の史料Eの書翰は、翌日の八月三〇日（旧曆七月一〇日）と九月一日（旧曆七月一二日）には通詞らによって、改めて次の史料F⁽³⁵⁾と史料G⁽³⁶⁾のような和解として作成された。

〈史料F〉

覚

一御書付を以、両かひたん¹²御尋被遊い趣具通達仕い處、両かひたん奉承知、当年商賣并新小判御渡被遊い儀、両様共御意次第可仕と申上い二付、然上者前格之兩替二而新小判を以、商賣可被仰付儀茂可有御座い、乍然今年相極い而茂せねらる得心不仕、来年二至而又願ヶ間鋪儀申上間敷哉と御尋被遊い、新小判兩替之儀者、先達而茂申上い通、せねらる申付二而者無御座い得共、両かひたん了簡を以て如何様共御兩殿様御意次第可奉得其意之旨御請申上い、然者来年せねらる新小判之儀二付、如何様二可申上儀茂心底難斗奉存い、乍恐此段被聞召分幾重二茂宜被仰付被下い様奉願い

七月

にこらすやんはんほうるん

こるねれすらるてん

右之趣両かひたん御請申上い通、和ヶ差上申い、以上

巳七月十日

乙名式人

目付式人

通詞八人

〈史料G〉

覚

一御書付を以、両かひたん¹²被仰渡い趣具通達仕い處、両かひたん奉承知、御請申上
い者、当年商賣并新小判前格兩替ニ而御渡被遊い儀、両かひたん了簡を以 御兩殿
様御意次第可奉畏旨御請申上い處、咬嚼吧¹²罷帰せねらる聞請不申時者、かひたん
迷惑可仕と被思召上、古来ハ銀を以商賣仕い儀有之い間、当年銀ニ而持渡、せねら
る¹²新小判之儀を疾と申達、了簡之程を承届、勿論かひたん了簡をも申聞決定之上、
来年相極い様ニと被思召之旨御心を被添之段、難有仕合奉存い、乍然銀商賣之儀者、
四拾年余中絶仕、殊只今之銀之位茂不奉存い付、旁以了簡難仕い間、當年之儀者、
新小判被仰付可被下い罷帰せねらる¹²此節段¹²被仰付い趣得心仕い様ニ及心可申聞
い、其上ニ而茂来年せねらる方如何様之御願可申上儀者難斗奉存い、此間被聞召
分幾重ニも宜被仰付被下い様ニ奉願い

古かひたん

七月

にこらすやんはんほうるん

新かひたん

こるねれすらるてん

右之趣両かひたん御請申上い通、和ケ差上申い、以上

巳七月十二日

乙名式人

目付式人

通詞八人

先ず史料Fでは、新小判を一枚六八匁の従来の値段で受け取ることを、商館長の権限に
おいて承諾するものの、それについての翌年のバタビアから苦情をあらかじめ取りなして
いる。

また前日七月一日付の通詞の覚書にも

當年ハ銀子ニ而致商賣帰帆可仕い、然ニおいてハせねらるとかめへき儀も無之、又

者せねらる申付い通ニ新小判不請取い得者、心能可有之い³⁷⁾

とあるように、史料Gでは、新小判の請け取りについては、同年は猶予することとして、
帰帆の後、バタビアで相談し、最終的には翌年返答することとしている。

(三) 正徳期のオランダ貿易と長崎奉行の意見書

正徳期に入ると、輸出銅の不足が深刻化し、オランダ貿易に大きな変化をもたらした。すなわち、宝永期の七年間に出島オランダ商館は、合計二万三十一万六千五百五十二グルデン（六六〇四貫六〇五匁）の小判と四万六千九百五十二万五千九百五十二グルデン（一万三万四千五百〇二貫六匁）の銅とを輸出しており、その総輸出高七千五百四十二万四千四百五十二グルデン（二万五千五百七十八貫八匁八分五厘七毛）に占める割合は、それぞれ三〇・六三%と六二・二三%となっている⁽³⁸⁾ところが、正徳元年から同五年までの四年間（仕訳帳の現存しない正徳三年は除く）には、合計一萬九千四百二十五〇グルデン六千五百五十二グルデン（五万四千九百八十八貫八匁）の小判と一萬八千七百三十二万三千九百五十二グルデン（五万三千五百一十一貫一匁五分）の銅とを輸出しており⁽³⁹⁾総輸出高四〇一萬二千五百四十七グルデン（七万五千五百八十八貫四匁二分五厘）に占める割合は、それぞれ四八・四一%と四六・六八%となっており、正徳期に入ると小判の比重が増大し、銅を抜くのみならず、総輸出高の半分が小判であったのである。

このように正徳期のオランダ貿易は、輸出銅の不足の結果、元禄小判よりさらに価値の劣る宝永小判に依存せざるを得ない状況となっていたのであり、オランダ側には小判の品位の低下についての不満が、そして日本側には金小判の流出の増加についての憂慮が募っていた。

前節で述べた宝永七年（一七一〇）の改革案は、唐人・オランダ人の反発を理由として実行に至らないまま、翌八年（一七一〇）四月、別所播磨守常治に代わって大岡備前守清相が西丸留守居より長崎奉行に着任する⁽⁴⁰⁾その後、正徳三年（一七一三）一二月、大岡は幕府に「長崎表唐方阿蘭陀方商賣之儀に付、乍憚私式存寄趣書付之覚」と題する長崎貿易に関する意見書を提出している⁽⁴¹⁾それによれば、まず

一ヶ年に唐船方^に可相渡銅之員数百五十萬斤、阿蘭陀方^に銅五十萬斤、合而銅二百萬斤に限之可申候、乍然阿蘭陀方^に銅五十萬斤を限り相渡之商賣高減し不申候而者、持渡之金二萬五千兩可及候、此金子相渡候よりは銅多相渡候方可然御座候はは、銅百萬斤相渡可申候、然れば一ヶ年之銅高、唐方阿蘭陀方合而銅高二百五十萬斤に而相仕舞可申候事⁽⁴²⁾

として、銅の輸出量を唐船一五〇万斤・オランダ船五〇万斤に削減したならば、オランダ船については、取引高も減らさなければ、五〇万斤の銅輸出量では、小判の輸出量が二万五〇〇〇両にもものぼることを指摘し、「金子相渡候よりは銅多相渡候方可然御座候」として一〇〇万斤の銅輸出量もやむを得ないとしている。また、同意見書のオランダ貿易についての「阿蘭陀方商賣之儀に付覚書」では

一阿蘭陀方之儀は、商賣高減し不申、只今迄の如く三千四百貫目之惣商賣高の内^に、銅五十萬斤を限り相渡し候はは、一ヶ年の持渡り金二萬四五千兩程にて可有御座候、

銅百萬斤相渡し候は、一ヶ年之持渡し金高二萬兩之内外にて可有御座候、然れば阿蘭陀方をは惣商賣之高を減し、千七百貫〇〇二千〇〇〇の商賣高に相極め、其内¹²銅五十萬斤相渡し候は、持渡し金高減し可申儀に御座候、然共阿蘭陀人共唐人と違ひ、〇〇賣高減し候は、銅五十萬斤をも買渡し申間敷かと奉存候、(中略)商賣高を減し申付候儀に御座候、然る處、商賣高を減し申付候は、利潤うすく候間、向後渡海仕間敷など、難渋可仕候、⁽⁴³⁾

として、オランダ船の取引高をそのままとして銅一〇〇万斤を渡すならば、小判の輸出量は二万兩程度になると見ているとともに、取引高を削減することによって、オランダ貿易が途絶する可能性を指摘している。

これまで、大岡の意見書は、宝永七年の白石の改革案に続く正徳新例の原案と考えられているが⁽⁴⁴⁾そうした宝永期以来の改革案との連続性で捉えるとともに、この大岡の意見書における「阿蘭陀方商賣之儀に付覚書」には、正徳期におけるオランダ貿易の現状を踏まえたものであったと考えられる。それは、「金子相渡しよりは銅多相渡し方可然御座候」という文言や「左候者、阿蘭陀方之商賣高減し不申候ても、持渡し金只今よりは相増申間敷儀と奉存候」と⁽⁴⁵⁾いうように小判の輸出とのかかわりが一段と強調されている点である。

前節で見たごとく、宝永七年四月には幕府による小判の改鑄がおこなわれ、新たに宝永小判(乾字金)が発行される⁽⁴⁶⁾その後、先に見たごとく、正徳三年(一七一三)にオランダ貿易に元禄小判に代わって宝永小判が導入された際にも、在勤中の長崎奉行であった大岡がそれを支配する立場にあったことも、同年一二月の彼の意見書の重要な背景であると思われる。事実、大岡はオランダ商館長に新小判の受け取りを承知させた後、九月二日に参府の途に就き、江戸において意見書を提出しているのである⁽⁴⁷⁾。

小判の改鑄がオランダ貿易に画期をもたらしたことは、一七四〇年代のオランダ商館長ファン・イムホフによって指摘される⁽⁴⁸⁾ところであるが、ここでは正徳期のオランダ貿易の特質が、大岡の意見書にどのように反映されているかを見てみたい。

ひとことで言うならば、正徳三年一二月の大岡の意見書の背景には、このように銅不足による小判の輸出の増大という、宝永期とは異なった正徳期のオランダ貿易の現実があったといえよう⁽⁴⁹⁾。

すなわち、先に見たごとく、大岡の意見書ではオランダ船への銅の取り引き量を五〇万斤にまで制限すると、小判の輸出量が二万五〇〇〇両にもなってしまう、銅を一〇〇万斤まで渡すことによって、小判の輸出量を二万兩程度にしようというものであった。

同年一七一三年のオランダ船に対する銅の輸出値段は、「長崎実記年代録」によれば、一〇〇斤に付き一二二匁四分であったので⁽⁵⁰⁾銅の輸出量を五〇万斤とすると、その輸出高は六一二貫目、一〇〇万斤では一二二四貫目となる。これは、オランダ船の定高三〇〇〇貫目に対して、それぞれおよそ二〇%と四〇%となる。大岡の意見書が出される前年の正徳二年には、オランダ貿易における小判の輸出高は、総輸出高の七〇%を越えており、こ

のことは緊急の課題として、大岡の意見書に強く反映されていると考えられる。

このように、大岡の意見書においては、銅輸出量を一五〇万斤に制限するというよりは、五〇万斤にまで削減するのではなく、一五〇万斤までは確保するという趣旨のものであったのであり、そこには、宝永期の新井白石の改革案以来の銅輸出量の抑制という政策よりは、むしろ正徳期のオランダ貿易の実態を反映して、輸出小判の抑制という意図があったのである。

正徳三年の大岡の意見書を経て、同五年（一七一五）、幕府により正徳新例が施行され、オランダ船における銅輸出量は一五〇万斤とされる。従来の研究では、正徳新例における銅輸出量の制限は、当時の輸出高の実績に見合ったものであることが指摘されている。しかし、この一五〇万斤という数字には、元禄一一年の二五〇万斤への制限以来の銅輸出量の削減という制度的変化以外に、より現実的には、正徳期のオランダ貿易を見すえた大岡の意見書の趣旨が生かされていることは言うまでもない。

註

- (1) 田谷博吉『近世銀座の研究』、吉川弘文館、一九六三年、一八二—一九〇頁。吉川光治『徳川封建経済の貨幣的機構』、法政大学出版局、一九九一年、一一—一三頁。
- (2) 田谷博吉、前掲書、一八七頁。
- (3) 田谷博吉、前掲書、一七〇頁、二七五頁。吉川光治、前掲書、一二—一三頁。
- (4) Overgekomen brieven uit Japan, Ms.A.R.A., V.O.C.1795, fol.27.
- (5) Batavias uitgaand briefboek, Ms.A.R.A., V.O.C.955, fol.598-599.
- (6) *ibid.*, fol.599-600.
- (7) *ibid.*, fol.600.
- (8) *ibid.*, fol.606-607.
- (9) J.L.Blussé & W.G.J.Rommelink, eds., *The Deshima Diaries Marginalia 1700-1740*, The Japan-Netherlands Institute, Tokyo, 1992, pp.135-136.
- (10) *Negotie Journaal* anno 1710/11, Ms.A.R.A., N.F.J.891.
- (11) *op.cit.*.
- (12) Batavias uitgaand briefboek, Ms.A.R.A., V.O.C.957, fol.530.
- (13) *ibid.*, fol.531.
- (14) 註(10)所掲史料。
- (15) 同前。
- (16) 長崎市立シーボルト記念館所蔵中山文庫所蔵。
- (17) *Dagregister* anno 1712, N.F.J.123, fol.368.
- (18) *Aangecomene Brieven van den jaare 1713*, K.A.11730, ongefol..
- (19) *Dagregister* anno 1713, N.F.J.124, fol.216.

- (20) J.L.Blussé & W.G.J.Rommelink, eds., *ibid.*, p.163.
- (21) 「正徳二辰年乾字金阿蘭陀人^に御渡被成^ひ旧記之写」(長崎市立シーボルト記念館所蔵中山文庫所蔵)。
- (22) 同前。
- (23) Dagregister anno 1713, N.F.J.124, fol.219-220.
- (24) *ibid.*, fol.220-221.
- (25) 註(21)所掲史料。
- (26) Dagregister anno 1713, N.F.J.124, fol.221-222.
- (27) *op. cit.*..
- (28) 註(21)所掲史料。
- (29) 同前。
- (30) Dagregister anno 1713, N.F.J.124, fol.223-224.
- (31) 註(21)所掲史料。
- (32) J.L.Blussé & W.G.J.Rommelink, eds., *ibid.*, p.164.
- (33) 註(21)所掲史料。
- (34) 同前。
- (35) 同前。
- (36) 同前。
- (37) 同前。
- (38) *Negotie Journalen* anno 1704/10, Ms.A.R.A., N.F.J.884-890.
- (39) *Negotie Journalen* anno 1711/15, Ms.A.R.A., N.F.J.891-894.
- (40) 『寛政重修諸家譜』第二、続群書類従刊行会、一九六四年、一〇三頁。『大日本近世史料 柳営補任』五、東京大学出版会、一九六三年、一一一頁。なお当時、長崎奉行は四人役であったが、正徳三年よりは三人役、同四年よりは二人役となっている。
- (41) 『通航一覽』第四、国書刊行会、一九一三年、三九八-四〇七頁。
- (42) 『通航一覽』第四、三九八頁。
- (43) 『通航一覽』第四、四〇五-四〇七頁。
- (44) 『長崎市史』通交貿易編東洋諸国部、長崎市役所、一九三八年、三一九-三二五頁。太田勝也、前掲書、五三一-五四二頁。
- (45) 『通航一覽』第四、四〇七頁。
- (46) 第四章第二節参照。
- (47) 『長崎実録大成』正編、長崎文献社、一九七三年、三六四頁。
- (48) G.van Imhoff, *Consideratien over den Handel in Japan met de Bijlagen*, V.O.C.2612, fol.216-303.

(49) 太田氏は大岡の意見書について、オランダ貿易に関しては現状維持が基本的な意見であったとされている(太田、前掲書、五四一頁)。

(50) 「長崎実記年代録」(九州大学文学部文化史研究施設所蔵)。

第三節 正徳新例とオランダ貿易

正徳新例の長崎地下人および唐人に対する通告は、正徳五年(一七一五)正月、江戸を立った上使仙石丹波守一行によって行われた。この上使には、同月一日付の老中六名の加判で書付が与えられており、長崎における地下人・唐人への申し渡しの心得が指示されるとともに、全二三か条からなる長崎奉行への目録が渡された⁽²⁾。上使一行は、二月二日に長崎に到着し、翌三月五日には唐船主を奉行所に集めて、新例を読み聞かせている⁽²⁾。唐船主には、さらに唐人屋敷において唐通事より説明を与え、連署の上、答書を提出させている⁽³⁾。唐船に対しては、前年正徳四年(一七一四)八月の取引終了の後、翌正徳五年春まで逗留すべきことを命じ、三月の上使による新例の申し渡しに備えていたが⁽⁴⁾これは唐船主はオランダ商館長と異なって、例年の秋船の取引終了後、輸出銅の不足などの理由で越年する船を除いて、帰帆してしまうためであった。

一方、オランダ人に対しては、先ず正徳五年正月に江戸参府中の商館長に対して、「当秋其国之船入津之時、奉行所において、交替の両かびたんに可申渡事候間、宜敷其旨を承知すへき由」が仰せ渡された⁽⁵⁾。当時、オランダ東インド会社の日本貿易の直接の責任者は出島商館長であったが、毎年七月のオランダ船の入港の後、九月に交替し、九月から一月にかけてのオランダ商館の取引は、新しい年度として新商館長のもとでおこなわれた。さらにオランダ貿易は、個人荷物である脇荷の取引を別として、唐船のような個々の唐船主による個人貿易とは異なり、オランダ東インド会社による企業経営であった。このため貿易仕方の変更には、最終的にはバタビアの東インド総督の許可が必要であった。こうした事情から、オランダ人に対する正徳新例の通達は、唐船とは異なり、正月の江戸での申し渡しの後、オランダ船の入港を待って、長崎において新旧両商館長に対して行われたのである。

このときオランダ人に漢文で与えられた「和蘭交易定例」全五条⁽⁶⁾とその日本語の原文「阿蘭陀人商賣方定例」全五条は、ともに「通航一覽」巻百六十四に収録されている。ここでその日本語文を挙げる。

- 一凡一年に渡來るへき船數二艘に限るへき事、
- 一凡一年の商賣銀高三千貫目に過へからざる事、
- 附、金銀兩替の法、只今迄の例に准すへき事、

一商賣銀高三千貫目の内、銅百五十萬斤を請取、銀百二十貫目餘は諸色買物代金として、百貫目餘は出島殘金として、相殘る所の金は持渡るへき事、
一商賣の法、商人の入札を用ゆべからさる事、
一我國諸物の價、年々の高下に隨ひて、其價を定め買取るへき事、
右五條の法を相例を相守り、違禁の物載來らず、載去らず、大法の如くに荷改をうくへき由、一船のもの共に可下知もの也⁽⁷⁾

このように日本側の史料では、新例の内容は、①米航船数の制限、②定高制の維持、③銅・小判輸出量の制限、④値組仕法の復活、⑤輸出値段の相場制について定めたものであった。

これに対して、オランダ側の史料によれば、先ず同年一七一五年八月二七日（正徳五年七月二九日）に書付けが与えられ、一〇月一六日（正徳五年九月一九日）に新例の内容が正式に伝達されたという⁽⁸⁾。同日付の商館長の年次報告によれば、八月二七日に通詞らを介して、長崎奉行より通告された書付けの内容は、「前商館長ファン・ホールンが江戸で皇帝の名において八人の閣老から警告され、バタビアの総督閣下と参事会に知らせて返答するように、長崎の長官から受け取った日本文の翻訳」と題して、オランダ語の訳文が作られた⁽⁹⁾。

さらに一〇月一六日には、新旧両商館長は、受け取った新例の内容を確認する誓紙を提出しており⁽¹⁰⁾。同日付の年次報告で、この「今後実行され、以下のことが厳密に遵守されるべきオランダの取引についての日本の皇帝の命令」と題した新例のオランダ語全文六か条が、バタビアに報告されている⁽¹¹⁾。

その新例のオランダ語文の内容は、永積洋子氏によって、すでに日本語に翻訳され紹介されているので⁽¹²⁾、ここではオランダ語文を引用し、要約を挙げることにする。

〈第一条〉

Voor eerst zal d'E Comp. gehouden zijn van eeniglijk met twee schepen in Japan te komen handelen, en aldaar vernegotieeren 300,000 T. zonder meer, ontvangende de nog gangbare coebs. voor T.6.8. _ _ _.

〈第二条〉

15,000 kisten koper zullen op 't meeste geleverd worden, minder begerende zal 't aan d'E Comp. believen staan.

〈第三条〉

Voor T.12,000 en niet minder zal d'E Comp. provisien, lakwerken, porcelijnen, camphur etc. mogen inkopen.

〈第四条〉

T.14,000 zal der jaarlijx aan contant voor 't minst moeten overblijven,
voorts zal het over schot van de contanten naar Batavia mogen
vervoert werden.

〈第五條〉

De coopmanschappen zullen voortaan niet bij publijke vendutie opgeveijlt
worden, maar bij taxatie als voorheen.

〈第六條〉

Alle coopmanschappen en verdere goederen van eetwaren etc. zullen voortaan
tegens stads prijs moeten ingekogt werden, 't zij die duur of goedkoop zijn,
zonder dat de Japanders haar aan eenig cotractzullen mogen verbinden.

このように、オランダ語文では六か条であり、①来航船数の制限と定高制の維持、②銅
輸出量の制限、③諸色買物代金、④出島残金と小判輸出量、⑤値組仕法の復活、⑥輸出値
段の相場制となっており、その構成について見るならば、日本語文の①②③がオランダ語
文では①②③④に分かれて記されている。このことは、このオランダ語文が日本語文の直
訳ではないことを示している。

また両者の内容は、日本語文の③では、出島残金は一〇〇貫目となっているのに対して、
オランダ語文の④では一四〇貫目となっている点が異なっている。

仕訳帳によれば、従来、オランダ商館は、毎年二四〇〇枚すなわち一万六三二〇テール
の小判を出島に残していたが、⁽³⁾一七一六（享保元）年には一六〇〇枚すなわち一万〇八八
〇テールに減少している。⁽⁴⁾その後、仕訳帳によれば、オランダ商館の出島残金は、翌一七
一七（享保二）年には支出増大のため二〇〇〇枚（一三六〇〇テール）に増加し、⁽⁵⁾享保小
判に代わる一七二一（享保六）年からは一〇〇〇枚（一万三六〇〇テール）となっている。⁽⁶⁾

従来の研究では、オランダ貿易における正徳新例の意義として、オランダ船の来航船数
が二隻に制限されたことと、銅輸出量が一五〇万斤に制限されたことが挙げられている。⁽⁷⁾

来航船数の問題は、次節において検討することとして、こうした指摘が果して当時のオ
ランダ商館自身によって、どこまで認識されていたのであろうか。オランダ側の史料から、
そのことを探ってみることとしよう。

オランダ商館に対する正徳新例の申し渡しの後、オランダ商館長から長崎奉行に対して、
一通の要求書（日本側の認識では訴状）が提出された。ここでは、その内容について検討
することによって、正徳新例に対するオランダ側の反応を考えてみたい。

すなわち、一七一五年一〇月一六日付の出島オランダ商館長のバタビア宛の年次報告の
中に、同年九月三日付で商館長が長崎奉行大岡備前守清相に宛てた次のような書翰がある。⁽⁸⁾

多くの悲しみとともに、新商館長は貴下に、以下のことを願い出るものである。

すなわち、貴下の部下によってもたらされた厳しい命令を軽減するように願うものである。なぜならば、これによって、長い間すべての包や箱を開いたままにしておくので、会社の商品が損なわれるのみならず、短い限られた貿易の有効期限に、適切に商品を引き渡し、取引をおこなうことができない。

その上、銅の商人たちは、良質の銅の中に劣悪な銅を混ぜ続けて、我々を欺いている。そのため、このような扱いによって、計量に手間取るのみならず、その商品を正しく評価することができない。

我々は、ここに、貴下が英知をもって、いくつかのことを正当に命じて下さることを望んで、我々の正当な訴えを貴下に申し上げる。さもなければ、我々は、より良質な銅が引き渡されないので、我々の主人に、ここの状態について必要な知識を与えるために、砂糖や鉛を必要なバラストとして、船をバタビアへ出発させることをお願いする。なぜならば、許された取り引き高を満たすことのできる他の豊富な商品があるからである。

日本の長崎商館にて 一七一五年九月三日

ニコラス・ヨアン・ファン・ホールン
ギデオンのボウダーン

この書翰の中で商館長が問題としているのは、次の二点である。

先ず第一に、オランダ側は「新しい命令」すなわち正徳新例によって、輸入商品の販売が、元禄一二年以来の入札方式から値組方式に変わるとともに、荷揚げに際して全ての輸入商品の梱包を解くこととなったため、商品の破損やオランダ船の出帆までに取引が完了しないことを恐れている。同日付のオランダ商館の決議録にも、このことについて

五〇年の間、会社の包と箱を全て開くというような無礼は起こらず、以前は、一種類につき一箱を見ていた。そのため、以前の方法では一日で行われていた量の商品を三日間かかっても荷揚げすることができず、その費用もかさんでいる。(中略) 船の荷揚げを適切に、より迅速に行うために、会社の商品を開く量を少しでも少なくするよう、要求を提出すべきである。⁽⁹⁾

とある。

それまでオランダ船の積荷の出島への荷揚げ(荷役)は、検使の立会いのもとでおこなわれ、出島に陸揚げされた荷物は、検使によって積荷帳の荷数と照合と見本商品の検査がおこなわれた後、コンパニヤ荷物(会社荷物)とカンバン荷物(脇荷)とに分けて、出島の倉庫に入れられていた⁽²⁰⁾ところが、元禄一一年の長崎会所貿易の開始に際して一度採用されて以来、翌一二年から入札仕法に変わっていた値組仕法を、正徳新例を機に日本側が復活させるとともに、全ての商品を荷揚げに際して開梱して検査することとなった。この

ため、同年には荷役の作業が大幅に遅れることとなったのである。オランダ商館では、荷揚げを迅速におこなうために、同年八月二四日、書記のファン・ヴェルフを新たに荷役の担当者に任命したが、荷役作業ははかどらなかった。⁽²¹⁾

第二にオランダ側が問題としているのは、銅の品質の劣悪化であった。

オランダ船に対する銅の輸出量は、一六九八（元禄一一）年に二五〇万斤に制限されていたが、一七一〇年代の正徳年間になると、一〇〇万斤前後にまで落ち込んでいた。その上、一七〇五（宝永二）以来、七年間安定していた出島オランダ商館に対する銅の売り渡し値段が、表4-5に見られるように、一七一二（正徳二）年に、同商館の仕訳帳によれば一〇〇斤につき一二八匁から一二八・五匁（「長崎実記年代録」によれば一一八・九匁から一一九・四匁）に、〇・五匁値上がりしている。⁽²²⁾ その後も、一七一四（正徳四）年にも銅の直段は、仕訳帳によれば一三二・五匁（「長崎実記年代録」によれば一二三・五匁）に、四匁（「長崎実記年代録」では三匁五分）値上がりしているのである。⁽²³⁾

前節で見たごとく、一七〇〇年代初頭の宝永期の出島オランダ商館は、代物替銅を含む二五〇万斤の銅輸出量の実行を強く要求していたが、一七一〇年代に入って、銅輸出量の激減と輸出価格の値上がりという事態の中で、彼らの関心は、銅貿易に関する限り、量的な問題から質的な問題へと拡大していったのである。

こうした銅の品質に関するオランダ商館の要求は、すでに正徳新例以前から、おこなわれていた。

一七一四年、出島オランダ商館は、同年七月二六日付の東インド総督ファン・ズヴォル及び参事会の長崎奉行宛書翰を提出している。それによれば、彼らは前年一七一三年から元禄小判に代わって受け取りを強制された宝永小判（乾字金）の品位の悪さと輸出銅の減少と値上がりについての苦情を述べるとともに

会社は、前述の新しい軽い小判を、六八マースの昔の値段で受け取り、毎年、僅かな量の銅を年々高くなる値段で得ている。このことは、実際、大きな損失であり、僅かな名ばかりの利益で、日本における貿易を続けることはできない。⁽²⁴⁾

として、具体的には

前述の事柄（小判と銅の問題＝引用者註）について、会社（の負担＝引用者註）をしかるべく軽減してくださり、それによって、会社に将来、小判を一枚四〇マースという世界的にみた本来の価値より高くは受け取らせないこと、同様に、閣下が毎年会社に、ここ数年間より多くの、以前からの約束である二万五〇〇〇箱の銅を、納得のできる値段、ないしは一箱当り一二テールのかつての値段で、引き渡して下さること。⁽²⁵⁾

と、そして

オランダの会社が一六九七年に許可されたものの、ここ数年間は中止されたり減少している、定高三〇万テール以外の八万テールの交換取り引きを享受し続けること。⁽²⁶⁾

表4-5 出島オランダ商館銅取引価格(100斤当り)

年	仕訳帳	実記年代録	泉屋叢考
1691(元禄4)	118.5	110.0	107
1692(同 5)	118.5	109.0	106
1693(同 6)	118.5	109.0	106
1694(同 7)	118.5	109.0	106
1695(同 8)	118.5	108.0	105
1696(同 9)	118.5	108.0	105
1697(同 10)	118.5	109.0	106
1698(同 11)	—	113.5	110.5
1699(同 12)	—	114.0	111
1700(同 13)	—	118.0	115.9
1701(同 14)	—	118.9	115.9
1702(同 15)	128.4	119.3	116.3
1703(同 16)	128.4	119.3	—
1704(宝永元)	128.4	119.3	—
1705(同 2)	128.0	118.9	—
1706(同 3)	128.0	118.9	—
1707(同 4)	128.0	118.9	—
1708(同 5)	128.0	118.9	—
1709(同 6)	128.0	118.9	114.5
1710(同 7)	128.0	118.9	—
1711(正徳元)	128.0	118.9	115.9
1712(同 2)	128.5	119.4	116.4
1713(同 3)	—	122.4	119.4
1714(同 4)	132.5	123.4	120.4
1715(同 5)	132.5	123.3	120.4
1716(享保元)	148.4	123.4	—
1717(同 2)	148.4	123.4	—
1718(同 3)	148.4	123.5	—
1719(同 4)	—	123.5	—
1720(同 5)	—	123.5	—
1721(同 6)	148.4	(38.75(750,000斤) 61.75(400,000斤)	—
1722(同 7)	148.4	61.75	—
1723(同 8)	148.4	61.75	—
1724(同 9)	148.4	61.75	—
1725(同 10)	148.4	61.75	—

註) 単位は匁。Negotie Journalen anno 1690/91-1724/25, N.F.J.875-902.「長崎実記年代録」。「貞享貳丑ノ享保六丑迄異国渡銅高並直段付算」他(「泉屋叢考」18輯)により作成。「泉屋叢考」の値段は手取銀のため口銀3匁が含まれていない。

とを要求している。

このように、正徳新例直前の出島オランダ商館は、小判の値下げと輸出量の確保に最大の関心を払っていたのであるが、とりわけ銅については、①二五〇万斤の割り当て量の遵守、②一七一二年以前の価格への値下げ、③銅代物替貿易の存続の三点を要求する訴状を提出していた。それでは、この正徳四年の長崎奉行への訴状に見られる、正徳新例以前のオランダ商館の要求は、翌年の新例によって、なんらかの影響を受けたのであろうか。

一七一五年八月二日付の出島オランダ商館の決議録によれば

第一に、より良質の銅を要求して、我々のさらなる努力を傾ける必要があると決議された。全くの専制政治のもとで、八万テールの全てか、その一部に充てられる小判よりは、値上げなしに購入することのできる銅の方が多いので、新しい命令が我々に申し渡されるまで、待つのが最善であると判断された。それに加えて、我々の要求は、なんら効果がないのみならず、逆に、この長崎の長官への不服従と見られうる。⁽²⁷⁾

とある。すなわち、オランダ商館では、小判よりも銅を重視することとしたものの、銅輸出量の制限を前提として、銅の品質の維持を要求することとしたのである。しかし、この要求は、長崎奉行への不服従と見られることを恐れて、正徳新例の正式な申し渡しの後におこなうこととした。⁽²⁸⁾

前述のごとく、従来の研究においては、正徳新例のオランダ貿易への影響として、銅輸出量の一五〇万斤への制限が指摘されてきたが、⁽²⁹⁾このようにオランダ商館にとっての関心は、新例によって、銅の量のみならず品質に及んだのである。

さらに前述の同年九月三日付の決議録では

我々は、卑劣な仕打ちを受けることなく、以前の通りの精錬された銅を受け取ることができないのならば、船の適切なバラストとして砂糖と鉛を積んだまま、銅なしでバタビアへ出発する必要があるということを、銅商人たちに知らせるように⁽³⁰⁾

要求することを決議している。

同年正徳五年一月には、宝永七年の新井白石の上書以来、大岡清相とともに長崎貿易の改革に当たってきた久松忠次郎が長崎奉行の職を辞し、代わって新たに石河土佐守三右衛門が後任に就いた。⁽³¹⁾翌年一七一六年一月二日付で出島オランダ商館は、「銅が会社が帰り荷に期待することができる唯一最良のものであり、日本貿易の目的であること。⁽³²⁾」を確認するとともに、そのために新任の長崎奉行の助力を求めることを決議した。この結果、同日付で新旧商館長の名で石河土佐守に宛てて、次のような要求書を提出している。

商館長と評議員は、貴下の善良さと御助力とによって、会社は約束された一万五〇〇〇箱の銅を調達することを無理強いされないよう、貴下が銅の売り手たちを、もっと抑えて、彼らの前代未聞の要求を取り下げようとするか、少なくとも皇帝が非常に寛大にも許可した量の銅を、我々が主人のために得ることができるよう、貴下に改めてお願いする。そしてまた、その商人たちが良質で価値のある銅を引き渡し、我々

が商人として、安穩を得られるように、命令して欲しい。⁽³³⁾

このように、正徳新例後のオランダ商館は、新例によって定められた一五〇万斤の銅輸出量の確保はもとよりのこと、銅の品質の維持を求めており、劣悪な銅であれば、一五〇万斤の引き渡しも拒否する構えを見せていたのである。しかし、このことは必ずしもオランダ側が銅輸出量の確保に熱意を失ったことを意味するものではなく、銅輸出量が一五〇万斤に制限された規定の事実を前提として、その質的充実を計ったものといえるが、オランダ側にも、一五〇万斤の銅輸出量が確保されることを、必ずしも歓迎できない事情があったのである。

註

- (1) 『通航一覽』第四、国書刊行会、一九一三年、三五七—三五九頁。
- (2) 『通航一覽』第四、三五九、三六九頁。
- (3) 『通航一覽』第四、三六九頁。
- (4) 『通航一覽』第四、三五六—三五七頁。
- (5) 『通航一覽』第四、三六八頁。
- (6) 『通航一覽』第四、三八二頁。
- (7) 『通航一覽』第四、三八〇—三八一頁。
- (8) Afgesonde Brieven van anno 1715, K.A.11731, ongefoll. (東京大学史料編纂所蔵マイクロフィルム)。
- (9) op. cit..
- (10) op. cit..
- (11) op. cit..
- (12) 永積洋子「正徳新例とオランダ貿易」(宮崎道生編『新井白石の現代的考察』、吉川弘文館、一九八五年)、七一—七三頁。
- (13) 仕訳帳によれば、これは一六九二年に始まっている (Negotie Journaal anno 1691/92, N.F.J.876.)。
- (14) Negotie Journaal anno 1715/16, Ms.A.R.A., N.F.J.895.
- (15) Negotie Journaal anno 1716/17, Ms.A.R.A., N.F.J.896.
- (16) Negotie Journaal anno 1720/21, Ms.A.R.A., N.F.J.898.
- (17) 菊池義美「正徳新例と長崎貿易の変質」(中田易直編『近世対外関係史論』、有信堂、一九七七年)、山脇悌二郎「統制貿易の展開」(『長崎県史』対外交渉編、吉川弘文館、一九八五年、五三六—五三八頁)、中村賢、前掲書、三四三頁。
- (18) Overgekomen brieven uit Indie, Ms.A.R.A., V.O.C.1883, fol.144-146. (オランダ国立ハーグ中央文書館所蔵東インド会社文書)。
- (19) ibid., fol.137-138.

- (20) 『長崎県史』対外交渉編、吉川弘文館、一九八八年、四九九頁。
- (21) Overgekomen brieven uit Indie, Ms.A.R.A., V.O.C.1883, fol.135.
- (22) Negotie Journaal anno 1711/12, Ms.A.R.A., N.F.J.892.「長崎実記年代録」。
- (23) Negotie Journaal anno 1713/14, Ms.A.R.A., N.F.J.893.「長崎実記年代録」。仕訳帳と「長崎実記年代録」の銅値段の相違についての具体的な理由は、現時点では説明できない。今後の大きな課題である。
- (24) Batavias uitgaand briefboek, Ms.A.R.A., V.O.C.961, fol.561.
- (25) *ibid.*, fol.562.
- (26) *op. cit.*.
- (27) 註(21) 所掲史料。
- (28) 同前。
- (29) 註(17) 所掲史料。
- (30) Overgekomen brieven uit Indie, Ms.A.R.A., V.O.C.1883, fol.138.
- (31) 『寛政重修諸家譜』第五、続群書類従刊行会、一九六四年、四二六頁。『大日本近世史料 柳営補任』五、東京大学出版会、一九六三年、一一五頁。
- (32) Overgekomen brieven uit Indie, Ms.A.R.A., V.O.C.1883, fol.133.
- (33) *ibid.*, fol.135.

第四章 オランダ船による銅の輸送

正徳新例を受けたバタビアでは、一七一六（享保元）年六月三〇日付の出島商館への訓令の中で、

新しい命令の第一条にある船数の制限に違反しないように、許可された一万五〇〇〇箱の銅を、そこから輸送するため、将来、一三〇フィートの大きさのフライト船の代わりに、少なくとも一四五フィートのより大きな二隻の船を使用しなければならない。(中略) 約束の一万五〇〇〇箱が全て供給されるので、賣下はその大部分の輸出できるだけの量をテルニッセ号とレイクスドルフ号の二隻の船に分けねばならず、残りはそこにとどめるのがよい。しかし、長崎の長官（長崎奉行）の命令によって、我々の期待に反して、もし銅が大幅に値上げして押し付けられた場合には、それは小判の場合と同様に、損失を蒙らなければならないだろう。そして賣下は、それぞれの船に必要な重さとして要求される量を、適切に舶送しなければならない。⁽²⁾

と、命じた。同年、出島オランダ商館は、一八〇万ポンドすなわち一五〇万斤（一万五〇〇〇箱）の銅を受け取ったが⁽²⁾ 同年一月二日付の同商館の決議では、出島では二隻のオランダ船の船長らを会議に加えて、彼らの船がどれだけの量の銅をバタビアへ運ぶこと

ができるかを質問している⁽³⁾。その結果、船長らは一隻当り六五〇〇箱、合計一万三〇〇〇箱が限度であると答えたので、残りはバタビアの命令に従って、出島に積み残すこととなった⁽⁴⁾。正徳新例に先立つ一七一五年六月二八日付のバタビアよりの訓令では

慣例にしたがって二五〇万斤の銅を要求し、昨年より多く受け取ることになるか明らかでないにしても、すべての量を要求しなければならず、少なくとも会社がこの一六年から一七年の間許された様々な量よりも多くの量を、真剣に心がけなければならない。その中から、運ぶことができるだけの量を、三隻の船に分けなければならない⁽⁵⁾とあり、オランダ船に積めないことを前提として、大量の銅を要求することを命じている。同年にはオランダ商館は、一五万斤の銅しか引き渡されず⁽⁶⁾、三隻のオランダ船で全て積み出すことができたが、このときのバタビアの訓令が、翌年の積み残し銅を可能にしたといえる。

いずれにしても、正徳新例によりオランダ船の来航数が二隻に制限されたため、たとえ銅が制限量の一五〇万斤まで引き渡されたとしても、オランダ船は一三〇万斤しか積み出すことができないという事態が生じていたのである。従って、オランダ商館にとっては、ここに輸出銅の量的確保の前提として、オランダ船の来航数の増加が必要な条件となってくる。

翌享保二年四月には、正徳元年以来、長崎奉行の職にあり、正徳新例制定の中心的存在であった大岡清相が江戸在府中に三九歳の若さで病死した⁽⁷⁾。オランダ商館には、同年一七一七年六月二日に年番大通詞名村八左衛門が訪れ、江戸からの手紙による知らせとして、大岡の死を伝えた⁽⁸⁾。大岡に代わる新任の長崎奉行日下部丹波守博貞は、同年一〇月九日（享保二年九月五日）長崎に着任したが⁽⁹⁾、その途中大坂に立ち寄り、銅吹屋の泉屋吉左衛門から銅の集荷事情を聴取している⁽¹⁰⁾。同月一九日、商館長らは日下部の役宅を訪れ、用人を介して

四〇〇〇箱の銅をここにとどめなければならないことは、会社にとって大きな損失となっているので、その銅を運ぶために、来年、第三の船が来てもよいこと⁽¹¹⁾を求めた。

同年には、出島オランダ商館は、前年に続いて一五〇万斤（一万五〇〇〇箱）の銅を引き渡されたものの、すでに前年の積み残し銅二〇万斤（二〇〇〇箱）を抱えていた⁽¹²⁾。同年、二隻の船で合計一三〇万斤（一万三〇〇〇箱）を積み出したものの、二〇万斤（二〇〇〇箱）が残り、合計四〇万斤（四〇〇〇箱）の銅を出島に積み残すこととなったのである⁽¹³⁾。

オランダ側の要求に対して、長崎奉行日下部丹波守は、商館長らをオランダ船の出帆前の同月二日に送別の宴に招いて、その席で用人を通じて、江戸において尽力することを約束し

ここに積み残した四〇〇〇箱の銅を受け取るために、来年、バタビアからもう一隻の船を送るという要求について、他の人々の意見を聞いた、それは非常に重要なこと

なので、それに対して彼の名前で許可を与えることは、まだできない。しかし、このようなことは、宮廷で明らかにし、もしそれが理に叶ったことであれば、許されるであろうことは疑いない。⁽⁴⁾

と伝えている。

その結果、翌一七一八年九月二五日、日下部は通詞目付名村八左衛門や通詞・乙名を商館長のもとに遣わして、第三の船を送ることについての商館長の要求に対する老中の許可を伝えた。⁽⁵⁾同年一〇月一二日付の商館長のバタビア宛の年次報告によると、

さらに彼（長崎奉行＝引用者註）の名において、次のことが付け加えられた。昨年、銅の確保に多くの不都合があり、売り手たちは、一万五〇〇〇箱もの最上等の銅をもたすことはできなかった。しかし、昨年受け取ったものや、今年見本として受け取ったものと同じくらい良質か、中にはそれよりも良いものをもたすことができる。我々には、より良質の銅が引き渡され、我々は最良のものを受け取ることが保証された。閣老の名において、非常に重大な命令が与えられ、我々に、将来、そのような銅を満足して受け取るかどうか尋ねさせた。なぜならば、もし「否」の場合には、第三の船は必要ではなく、彼はそのことを宮廷に知らせるからである。⁽⁶⁾

とあり、日下部は輸出銅の品質の改善を約束し、その受け取りの条件として、第三の船の来航を許可している。これに対してオランダ側では、同年九月二五日付で決議をおこない

昨年と今年受け取った銅は、要求される品質であり、当時非難されたものでさえ、バタビアでの試金では、通常の種類のものと同様の三％しか違わないことがわかった。そこで、我々は安心して、前述の申し出を躊躇することなく受け入れ、（中略）手に入る最良のものが我々にもたらされるという良い命令を考慮した結果、もし、それが、昨年と今年、我々が倉庫に保管したものとと同じくらい良質であるならば、その銅を受け取ること⁽⁷⁾

を決定した。

このように一七一八（享保四）年のオランダ船の来航に先だって、一七一七（享保三）年秋のオランダ船の出帆以前に、オランダ商館は、三隻の船を送る許可を幕府から得ることができた。これを受けて翌一七一九年、三隻のオランダ船が日本へ向かったが、不幸にして三隻はすべてその往路において遭難してしまい、このため同年オランダ商館が引き渡された七五万斤の銅がさらに積み残され、出島の倉庫に保管されることとなったのである。

しかし、一七一八年に三隻の来航許可を得たものの、オランダ商館は、銅の積み出しの支障となる、いま一つ別の事情を抱えていた。

一七一八年一〇月一〇日付の出島商館の決議録によれば

一七一七年七月一五日付の取締役会の方針とバタビアへの書翰は、極端なものではあるが、我々のもとで検討され、それぞれの船に六五〇〇箱以上の銅を積むという、船の積荷についての政府の主張は、昨年の船員の判断によれば、非合理的であると考

えられた。なぜならばそれだけの領の銅を通常の樟腦や産物とともに積むと、ほとんど三〇〇ラストの重さとなり、船は一九フィート近く沈むからである⁽¹⁸⁾

と、本国の方針に反して、来航中のティルニッセ号、メーアオーホ号の船長・船員の判断に従って、六五〇〇箱以上の銅は船積みしないことを決議している。

この決議録で出島商館の反発を買っている取締役会の方針とは、一体どのようなものであったのであろうか。一七一七（享保二）年七月一五日付で、オランダ本国の十七人委員会がバタビアの東インド総督に宛てた書翰の内容は

将来、二隻しか送ってはならないという日本人の定めた規則によって、会社がより深刻な自体になったと見ることはできない。なぜならば、もし船の容量を節約して有効に用いるならば、二隻の船でも、以前に三隻かそれ以上の船に積んでいたのと同じ量を運ぶことができるし、少なくとも三〇万タエルという新しい規定量は運ぶことができる。（中略）会社の商品に対する見返りとして受け取る小判の代わりに、銅を値上げなしに受け取らなければならないので、我々は、日本人の新しい規則についての考えを述べることにする。会社が受け取ることを認められた一万五〇〇〇箱の銅を全て受け取り、二隻の船に積むこと⁽¹⁹⁾

として、二隻のオランダ船の活用次第で、一五〇万斤の銅に十分に対応できると考えていたものであった。また

もし、可能なかぎり、無用の重量や食糧、とりわけ個人商品を手放したならば、それ（一五〇万斤の銅＝引用者註）は、一三〇フィートの、特に新しい大型の船二隻にふさわしい。それゆえ、貴下が一七一五年六月二八日付の書翰で、日本の部下たちに、三隻の船に積むことのできない残りの銅を倉庫にしまうように命じたことは、我々には理解できない⁽²⁰⁾

とあるように、取締役会が出島来航オランダ船の有効利用を妨げていると考えていたのは、個人貿易による商品の輸送であり、それについての前述の一七一五年六月二八日付のバタビアの出島商館宛の訓令に見られるバタビア当局の態度を批判している。

オランダ船による銅輸送と個人荷物（脇荷）とのかかわりについては、すでに一六九〇年代から本国とバタビア間で見解の相違を生じていたことは、前章において、すでに指摘したが⁽²¹⁾ここにまたこの問題が再燃することとなったのである。

出島オランダ商館の仕訳帳によれば、日本からの銅の輸出量は、一七〇六年から割当量の六〇%の一五〇万斤となり⁽²²⁾さらに一七〇八年には八二万七二〇〇斤と⁽²³⁾その半分近くにまで落ち込んだ。

この結果、翌一七〇九年七月二四日付の本国取締役会よりバタビア宛の書翰では

二五〇〇〇箱を下回る銅の輸出量の減少を、数年間続いた経験から予想していたが、そこから持ち帰る量が、一般に三分の一減っているということを、最近の輸出でまた経験した。そこで我々は、日本へ送る船を一隻減らすことができるという以前からの

考えを強めた。⁽²⁴⁾

と、日本からの輸出銅の減少によって日本に送るオランダ船を一隻減らす意思を強めつつあったのである。本国では、翌年一七一〇年にも、一七〇八年に日本での輸入関税が二〇%引き上げられるという報告を受けて、日本へのオランダ船を削減して、貿易を縮小することをバタビアに提案している。⁽²⁵⁾その後、一七一二年にはバタビアに対して、会社の船には会社の商品や貨物のみを積むという確約を求めており、⁽²⁶⁾日本貿易の利益の減少にとまなない、合理化・経費の節減に乗り出したものと思われる。

前述の一七一七（享保二）年七月一五日付の書翰において、取締役会が一隻に六五〇〇箱以上は積めないとする一七一五年のバタビアの見解を批判する根拠としているのは

鉄や銅や鉛物を積んで、スウェーデンや他の場所を毎日行き来している船の経験から、それには二隻の船で十分であることがわかる。⁽²⁷⁾

とあるように、スウェーデン銅の輸送にあたるバルト貿易のオランダ船との比較であった。

しかし、これに対しても、出島商館は真っ向から対立する主張をおこなっている。

すなわち、一七一八年一〇月一二日付で出島商館長は、バタビアに宛てて秘密書翰を送り、その中で

ここに着いた会社の船とヨーロッパで重い原料を積んだ船の間には、大きな違いがあるように思われる。なぜならば、前者は、非常に重い大砲、火薬、弾丸と多くの船員を運んでおり、その上、長い航海のための食糧と水、装備品を必要とするからである。それは、船長たちによれば、およそ一〇〇〇ラストに計算され、確実に船の非常な重荷となっている。これに対して、スウェーデン航路の船は、わずかな人員と短い航海であるので、全ての障害から十分に免れている。⁽²⁸⁾

と述べて、たとえ船の大きさが同じであっても、航海の諸条件—距離の長短・装備の多少—によって貨物の容量に相違が生じると主張しているのである。表4-6のごとく、正徳新例によって出島来航オランダ船が二隻に制限されると、オランダ船一隻当りの輸出入品（会社商品）の輸送高は、大幅に増加している。また表4-7・4-8のごとく、銅の輸送状況もトン当りにすると、大きく改善されており、この時期、特に個人商品が急増し、会社の貿易を圧迫したとは考えられない。しかし、来航船数・銅輸出量が削減される中で、オランダ東インド会社、とりわけ本国の関心は、日本貿易の質的充実に一層向かったといえよう。

註

(1) Batavias uitgaand briefboek, Ms.A.R.A., V.O.C.964, fol.607-612.

(2) Negotie Journaal anno 1715/16, Ms.A.R.A., N.F.J.895.

(3) Overgekomen brieven uit Japan, Ms.A.R.A., V.O.C.1883, fol.142-143.

(4) op. cit..

表4-6 出島来航オランダ船商品船積状況

年	輸入品仕入高/隻	輸出品仕入高/隻
1704(宝永元)	171,399	231,938
1705(同 2)	184,339	274,682
1706(同 3)	175,161	175,156
1707(同 4)	129,761	311,220
1708(同 5)	179,854	306,332
1709(同 6)	190,644	309,923
1710(同 7)	170,125	309,854
1711(正徳元)	149,721	130,449
1712(同 2)	126,782	373,019
1714(同 4)	270,641	506,261
1715(同 5)	167,494	328,719
1716(享保元)	223,577	437,028
1717(同 2)	268,594	419,215
1718(同 3)	296,407	426,570

註) Negotie Journalen anno 1703/04-1717/18, N.F.J. 884-897 による。単位はグルデン。なお小数点以下は四捨五入した。

表4-8 出島来航オランダ船船積状況(II)

年	船積量(斤)	船数	箱/隻
1711(正徳元)	1,000,000	4	2,500
1712(同 2)	746,900	4	1,867.25
1714(同 4)	1,050,000	2	5,250
1715(同 5)	1,150,000	3	3,833.33
1716(享保元)	1,300,000	2	6,500
1717(同 2)	1,300,000	2	6,500
1718(同 3)	1,300,000	2	6,500

註) Negotie Journalen anno 1710/11-1717/18, N.F.J.891-897 による。

表4-7 出島来航オランダ船船積載状況(I)

年	ポト/隻	ポト/ト
1704(宝永元)	548,826	731
1705(同 2)	549,000	820
1706(同 3)	900,000	683
1707(同 4)	900,000	840
1708(同 5)	330,000	498
1709(同 6)	900,000	603
1710(同 7)	900,000	689
1711(正徳元)	600,000	503
1712(同 2)	224,070	420
1714(同 4)	630,000	1,018
1715(同 5)	690,000	1,327
1716(享保元)	780,000	974
1717(同 2)	780,000	941
1718(同 3)	780,000	989
1720(同 5)	780,000	940
1721(同 6)	780,000	890
1722(同 7)	780,000	918
1723(同 8)	623,040	778
1724(同 9)	720,240	847
1725(同 10)	630,000	741

註) Negotie Journalen anno 1703/04-1724/25, N.F.J.884-902, Bruijn, J.R. (ed.) et al., DUTCH-ASIATIC SHIPPING IN THE 17TH AND 18TH CENTURIES, vol. 2,3(The Hague, 1979). 八百啓介「出島商館来航オランダ船について」(『洋学史研究』7, 1990年)による。

- (5) Batavias uitgaand briefboek, Ms.A.R.A., V.O.C.962, fol.653.
- (6) Negotie Journaal anno 1714/15, Ms.A.R.A., N.F.J.894.
- (7) 『寛政重修諸家譜』第二、一〇三頁。
- (8) Dagregister anno 1716/17, Ms.A.R.A., N.F.J.127, fol.202-203.
- (9) Dagregister anno 1716/17, Ms.A.R.A., N.F.J.127, fol.181.
- (10) 『泉屋叢考』第拾八輯、住友修史室、一九八〇年、一七一頁。
- (11) Overgekomen brieven uit Japan, Ms.A.R.A., V.O.C.1895, fol.44.
- (12) Negotie Journaal anno 1716/17, Ms.A.R.A., N.F.J.896.
- (13) op. cit..
- (14) Overgekomen brieven uit Japan, Ms.A.R.A., V.O.C.1895, fol.48.
- (15) Dagregister anno 1717/18, Ms.A.R.A., N.F.J.128, fol.329-330.
- (16) Overgekomen brieven uit Batavia, Ms.A.R.A., N.F.J.1911, fol.27.
- (17) Overgekomen brieven uit Batavia, Ms.A.R.A., N.F.J.1911, fol.46-47.
- (18) Overgekomen brieven uit Batavia, Ms.A.R.A., N.F.J.1911, fol.47-48.
- (19) Copiebrieven Heren XVII en Kamer Amsterdam aan Kantoren in Azie, Ms.A.R.A., V.O.C.325, ongefol..
- (20) op.cit..
- (21) 第四章第四節参照。
- (22) Negotie Journaal anno 1705/06, Ms.A.R.A., N.F.J.886.
- (23) Negotie Journaal anno 1775/08, Ms.A.R.A., N.F.J.888.
- (24) Copiebrieven Heren XVII en Kamer Amsterdam aan Kantoren in Azie, Ms.A.R.A., V.O.C.325, ongefol..
- (25) W.Ph.Coolhaas, eds., *Generale Missiven der V.O.C. VI*, 's Gravenhage 1976, p.580.
- (26) 註(24)所掲史料。
- (27) 同前。
- (28) Secret brief van Christian van Vrijberg en J.Aouwer, Overgekomen brieven uit Batavia, Ms.A.R.A., V.O.C.1911, fol.37-38.

ま と め

以上のごとく、宝永・正徳期のオランダ貿易は、正徳三年（一七一三）から品質のさらに劣る宝永小判が導入されたにもかかわらず、日本側の産銅量と廻銅状況の悪化にともない、次第に小判への依存を強めていった。したがって、正徳期における幕府の方針は、宝

永期の改革案に見られる銅輸出量の抑制とは異なり、銅輸出量を確保することによって、小判の輸出抑制を最優先とすることとなったのであり、こうした幕府の新たなる方針に基づき正徳五年（一七一五）の正徳新例が発布されたのである。

さらに一七世紀以来のオランダ船の銅輸送能力の低下は、新例による来航数の二隻への削減により、積み残し銅の累積という事態をもたらしたのであるが、その背景には脇荷の増加による輸送効率の低下という質的な問題が存在したのである。日本国内の銅産出量の減少は、同時に銅の品質の低下という質的な問題をともなっており、それは輸出量の減少した出島オランダ商館の銅貿易に追い打ちをかけた。この時期、出島オランダ商館の輸出銅に対する関心は、従来の量的なものから、価格の安定と品質の確保という質的なものへと移行していたのである。正徳新例に関するオランダ側の関心の低さは、正徳期に入って銅よりも小判を重視するようになった出島オランダ商館の方針と、銅の量的確保から質的確保へというオランダ東インド会社の方針の変化の二つに起因するといえよう。

こうした状況のもと、バタビアのオランダ当局としても、出島オランダ商館における輸入品の取引高・利益の拡大が計られない限り、銅の受取のためだけに、非効率的な来航数の増加を認めることは出来なかったのである。オランダ船の非効率性は、小判の不利益性とともな、一七二〇年代に入って銅輸出量がさらに減少すると新たな問題をもたらすこととなる。